

別表第1（第3条関係）

	種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢機能障害が2級以上の身体障害児・者 ・ 体幹機能障害が2級以上の身体障害児・者 ・ 寝たきりの状態にある難病患者等 	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢機能障害が2級以上の身体障害児・者 ・ 体幹機能障害が2級以上の身体障害児・者 ・ 寝たきりの状態にある難病患者等 ・ 障害の程度がA以上で常時介護を要する知的障害児・者 (いずれも原則として3歳以上の者) 	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	50,000円
	特殊尿器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢機能障害が1級の身体障害児・者 ・ 体幹機能障害が1級の身体障害児・者 ・ 自力で排尿できない難病患者等 (いずれも原則として学齢児以上の者) 	尿が自動的に吸引されるもので対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	体位変換器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢機能障害が2級以上の身体障害児・者 ・ 体幹機能障害が2級以上の身体障害児・者 ・ 上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも原則として常時介護を要する学齢児以上の者) 	介護者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	移動用リフト・入浴担架	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢機能障害が2級以上の身体障害児・者 ・ 体幹機能障害が2級以上の身体障害児・者 	移動用リフト 介護者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。	4年	移動用リフト 159,000円 入浴担架

		<ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも原則として3歳以上の者) 	<p>ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>入浴担架 対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの</p>		82,400円
	訓練いす	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢機能障害が2級以上の身体障害児 ・体幹機能障害が2級以上の身体障害児 (いずれも原則として3歳以上の者) 	<p>原則として付属のテーブルをつけるものとする。</p>	5年	33,100円
	訓練用ベッド	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢機能障害が2級以上の身体障害児 ・体幹機能障害が2級以上の身体障害児 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等(児童に限る。) (いずれも原則として学齢児以上の者) 	<p>腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの</p>	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢機能障害の身体障害児・者 ・体幹機能障害の身体障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも原則として入浴に介助を要する3歳以上の者) 	<p>入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年	90,000円
	便器	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢機能障害が2級以上の身体障害児・者 ・体幹機能障害が2級以上の身体障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも原則として常時介護を要する学齢児以上の者) 	<p>対象者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものは除く。</p>	8年	<p>便器 4,450円 手すり(便器に取り付けた場合) 5,400円</p>
	T字状・棒状の	<ul style="list-style-type: none"> ・平衡機能障害の身体障害 	<p>対象者が容易に使用</p>	3年	木製

つえ	<ul style="list-style-type: none"> 児・者 ・下肢機能障害の身体障害児・者 ・体幹機能障害の身体障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも原則として学齢児以上の者) 	し得るもの		<p>2,310円 軽金属製 3,150円 ※夜光材付とした場合は460円(全面夜光材付とした場合は1,400円)増しとすること。</p>
移動・移乗支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ・平衡機能障害の身体障害児・者 ・下肢機能障害の身体障害児・者 ・体幹機能障害の身体障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも原則として家庭内の移動等において介助を要する3歳以上の者) 	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること</p> <p>ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。</p> <p>ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年	60,000円
車椅子用段差昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・常時車椅子を使用する身体障害児・者であって、必要と認められるもの ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの	10年	260,000円
頭部保護帽	<ul style="list-style-type: none"> ・平衡機能障害の身体障害児・者 ・下肢機能障害の身体障害児・者 ・体幹機能障害の身体障害児・者 ・障害の程度がA以上の知的障害児・者 	<p>A：スポンジ、革が主材料</p> <p>B：スポンジ、革、プラスチックが主材料</p>	3年	<p>A：12,770円</p> <p>B：30,870円</p> <p>※レディメイドは基準額の80%</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害児・者 (いずれも原則として、転倒やてんかん発作等により必要と認められる者) ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 			
特殊便器	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢障害が２級以上の身体障害児・者 ・障害の程度がA以上の知的障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも原則として自ら排便後の処理が困難な者学齢児以上の者) 	温水温風で洗浄できる機能を有するもので知的障害者を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> ・障害等級が２級以上の身体障害児・者 ・障害の程度がA以上の知的障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者) 	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
自動消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・障害等級が２級以上の身体障害児・者 ・障害の程度がA以上の知的障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者) 	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
電磁調理器	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害が２級以上の者 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ・障害の程度がA以上の知的 	対象者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円

		<p>障害児・者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 			
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害が2級以上の身体障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (原則として学齢児以上の者であって、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 	対象者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
	聴覚障害者用 屋内信号装置	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害が2級の者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯) 	音・声音等を視覚、触覚等により知覚等できるもの	10年	87,400円
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	<ul style="list-style-type: none"> ・腎臓機能障害が1級又は3級の身体障害児・者で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者(原則として3歳以上) ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸機能障害が1級又は3級の身体障害児・者若しくは同程度の身体障害児・者であって、呼吸加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図る必要性があると認められる者(原則として学齢児以上の者) ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 	対象者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸機能障害が1級又は3級の身体障害児・者若しくは同程度の者であって、必要と認められる者(原則として学齢児以上) 			56,400円 ネブライザーと同様の機能を併せ持つものは72,450円

	<ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 			
酸素ボンベ運搬車	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けており、医療保険における在宅酸素療法を行っている者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 	対象者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
盲人用体温計 (音声式)	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害が2級以上の身体障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも原則として学齢児以上の者であって、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 	対象者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
盲人用体重計	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害が2級以上の身体障害者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 	対象者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
盲人用血圧計	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害が2級以上の身体障害者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 	対象者が容易に使用し得るもの	5年	15,000円
人工呼吸器用 自家発電機 人工呼吸器用 外部バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器機能障害が3級以上の身体障害児・者 ・障害の程度が上記対象者と同程度の身体障害者で、在宅で常時人工呼吸器を装着しているもの ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 	居宅で使用する人工呼吸器に接続することで、人工呼吸器の稼働が可能な電力を供給でき、対象者または介助者が容易に使用し得るもの	6年	100,000円 ※いずれか 1種目
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5年	157,500円

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	<ul style="list-style-type: none"> ・音声・言語機能の身体障害児・者 ・肢体不自由の身体障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも原則として学齢児以上の者であって、発声・発語に著しい障害を有する者) 	携帯式で、ことばを音声又は文書に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢機能障害が2級以上の身体障害児・者 (文字を書くことが困難な者に限る。) ・視覚障害が2級以上の身体障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 	障害者向けのパーソナルコンピュータ等の周辺機器(インテリキー、ジョイスティック等)及びソフト(視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等)で、対象者が容易に使用し得るもの	5年	100,000円
	点字ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害が2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者 	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
	点字器	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害の身体障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも原則として学齢児以上の者) 	<p>対象者が容易に使用し得るもの</p> <p>標準型A：32マス18行、両面書、真鍮板製</p> <p>標準型B：32マス18行、両面書、プラスチック製</p> <p>携帯用A：32マス4行、片面書、アルミニウム製</p> <p>携帯用B：32マス12行、片面書、プラスチック製</p> <p>※ いずれも点筆を含む。</p>	<p>標準型</p> <p>7年</p> <p>携帯用</p> <p>5年</p>	<p>標準型A 10,780円</p> <p>標準型B 7,350円</p> <p>携帯用A 8,900円</p> <p>携帯用B 1,700円</p>

点字タイプライター	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害が2級以上の身体障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも原則として学齢児以上の者であって、就労若しくは就学している者、又は就労が見込まれる者) 	対象者が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害が2級以上の身体障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも原則として学齢児以上の者) 	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害2級以上の身体障害児・者 (原則として学齢児以上の者) 	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6年	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害の身体障害児・者 で、本装置により文字等を読むことが可能になる者 (原則として学齢児以上の者) 	拡大された画像(文字等)をモニターに出力する機能を有するもの又は文字情報を直接読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	8年	248,000円
盲人用時計	視覚障害が2級以上の身体障害者	対象者が容易に使用し得るもの	10年	触読式 10,300円 音声式 13,300円
地上デジタル放送ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害が2級以上の身体障害児・者 	地上デジタル放送の受信が可能で、視覚	5年	29,000円

	・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等	障害児・者が容易に使用し得るもの		
音声 IC タグリーダー	・視覚障害者が2級以上の身体障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも原則として学齢児以上の者)	ICタグに登録した音声の情報を専用機により読み上げる機能を有し、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	6年	60,000円
暗所視支援眼鏡	・視覚障害児・者で夜盲・視野狭窄等の症状が認められ、医師の意見書で当該用具が必要と認められた者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも原則として学齢児以上の者)	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの (試用による効果の確認を必要とする。)	8年	395,000円
人工内耳用電池	人工内耳を装用している障害者児・者	障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの(電池と充電機・充電器の併用はできないものとする。)	1年	片耳 30,000円
人工内耳用充電機・充電器	人工内耳を装用している障害者児・者	障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの(電池と充電機・充電器の併用はできないものとする。)	3年	片耳 44,100円
人工鼻	喉頭摘出又はこれと同等程度の障害と認められる3歳以上の身体障害児・者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用している者	HMEカセット及びアドヒーブ等であって、障害児・者が容易に使用し得るもの	—	23,760円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる身体障害児・者(原則として学齢児以上の者)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用し得るもの	5年	71,000円
聴覚障害者用	聴覚障害の身体障害児・者	字幕及び手話通訳付	6年	88,900円

	情報受信装置	で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 (原則として3歳以上の者)	きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの。ただし、取付工事費、機器の設置にあたって派生的に発生する周辺経費は除く。		
	人工喉頭	<ul style="list-style-type: none"> ・音声・言語機能障害で、喉頭を摘出した身体障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 	<p>笛式で呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの又は電動式で顎下部等にあてた電動板を駆動させて経皮的に音源を口腔内に導き構音化するものであり、対象者が容易に使用し得るもの</p>	<p>笛式 4年 電動式 5年</p>	<p>笛式 5,150円 気管カニューレ付きの場合 8,343円 電動式 72,203円</p>
	点字図書	<ul style="list-style-type: none"> ・主に情報の入手を点字によっている視覚障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 (いずれも原則として学齢児以上の者) 	<p>点字により作成された図書(月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書に限る。)で、年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。</p>	—	点字図書価格
排泄管理	ストマ用装具	<ul style="list-style-type: none"> ・ぼうこう・直腸機能障害によりストマを造設している身体障害児・者(申請中の者を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消化器系(ストマ用品、洗腸用具、衛生用品等含む。) ・尿路系(ストマ用 	—	<p>消化器系 蓄便袋 10,000円 尿路系</p>

支 援 用 具		<ul style="list-style-type: none"> ・ぼうこう・直腸機能障害により一時的にストマを造設している児・者 	品、衛生用品等含む。)		蓄尿袋 12,000円
	紙おむつ等	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳以上であって治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある障害児・者 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な障害児・者 	紙おむつ（サラシ・ガーゼ等衛生用品含む。)	—	紙おむつ等 12,000円
	収尿器	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由で高度の排尿機能障害のある身体障害児・者 ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等 	男性用は採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置が付いており、ラテックス製又はゴム製のものであり、女性用については耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン	1年	男性用普通型 7,931円 男性用簡易型 5,871円 女性用普通型 8,755円 女性用簡易型 6,077円
			製の採尿袋導尿ゴム管付きのもので、対象者等が容易に使用し得るもの		
住 宅 改 修 費	居宅生活動作補助用具	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害等級3級以上の身体障害児・者（原則として学齢児以上の者） （特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者） 	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの 住宅改修の範囲 1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更	1回のみ	200,000円

		・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等	4 引き戸等への扉の 取り替え 5 洋式便所等への便 器の取り替え 6 その他各号の住 宅改修に付帯して 必要となる住宅改 修		
--	--	------------------------	--	--	--

備考

- 1 身体障害児及び身体障害者とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定による身体障害者手帳を交付された者をいい、これにおける障害とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める各障害及び等級をいう。
- 2 知的障害児及び知的障害者とは、療育手帳制度に基づき、埼玉県の療育手帳の交付を受けた者をいう。
- 3 精神障害児及び精神障害者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいい、これにおける障害とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令 155 号）第 6 条第 3 項に定める障害等級をいう。
- 4 難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者をいう。
- 5 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 6 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 7 人工鼻、ストマ用装具、紙おむつ等の基準額は 1 か月当たりの額とする。